

# 令和5年12月定例会 審議結果一覧 (退席および賛否が分かれた案件)

○…賛成 ●…反対 ……議長職務

【会派の名称】 共産党→日本共産党高島市議団 夢ネット→夢ネットたかしま 公明会→高島公明会

会 派 名		市民クラブ 高島の虹	至誠会	共産党	真志会	夢 ネット	公 明 会	無所属												
案 件		藤田 昭	廣本 昌久	早川 康生	是永 宙	山下 巧	廣部 真造	河越 安美治	中川 あゆこ	福井 節子	森脇 徹	澤本 長俊	磯部 亜希	早川 浩徳	藍原 章	万木 豊	今城 克啓	板持 文子	高木 広和	
議第88号	高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案 <sup>*1</sup>	●	○	○	●	●	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第89号	高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 <sup>*1</sup>	●	○	○	●	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第95号	高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第98号	高島市高島歴史民俗資料館の設置等に関する条例を廃止する条例案 <sup>*1</sup> 高島歴史民俗資料館について、機能移転による資料館施設の集約化を進めるため、本年度末をもって廃止するもの。	●	○	○	●	●	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第99号	高島市郷土文化保存伝習施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 <sup>*1</sup> 朽木資料館について、機能移転による資料館施設の集約化を進めるため、本年度末をもって廃止するもの。	●	○	○	●	●	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第105号	高島市立保育園および小規模保育園設置条例の一部を改正する条例案 <sup>*1</sup> 古賀保育園について、少子化等により入園児童数が減少している現状を踏まえ、児童福祉法に基づく保育園を廃止し、乳児保育に特化した小規模保育事業所として新たに設置するため、所要の改正を行うもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第111号	令和5年度高島市一般会計補正予算(第8号)案 <sup>*1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第119号	損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて <sup>*1</sup>	退席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第120号	令和5年度高島市一般会計補正予算(第9号)案 <sup>*1</sup>	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第121号	令和5年度高島市下水道事業会計補正予算(第2号)案 <sup>*1</sup>	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決議第12号	是永宙副議長に対する問責決議 <sup>*1, *2</sup>	●	●	●	退席	●	○	○	○	○	○	○	○	退席	○	○	○	○	○	○
決議第13号	高木広和議長に対する問責決議 <sup>*3, *4</sup>	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	退席	○	○	○	○	○	退席

※1 高木広和議員は、議長のため採決に加わらない。

※2 是永宙議員は、自己の身上に関する案件のため退席し採決に加わらない。

※3 高木広和議員は、自己の身上に関する案件のため退席し採決に加わらない。

※4 是永宙議員は、副議長として議長職務代行のため採決に加わらない。

## 万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されており、令和4年10月18日付けで市議会が行なった刑事告発についても不起訴(起訴猶予)とはなったものの、これは市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたものである。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

そのほかにも自身が代表を務めていた政治団体において、みなし解散中にもかかわらず、政治活動のための寄附や支出があったことが発覚した。

これまでからもこれらを含めて度重なる不祥事を引き起こし、その度に多岐にわたる報道により、議会に対する信頼の失墜をくり返し引き起こしている。こうしたことは起訴不起訴に関わらず大きな問題である。

このような経緯から、繰り返し辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

以上の内容を12月定例会で可決し、決議しました。